

情報提供日：令和8年4月9日

固定資産税における課税誤り事案の発生について 【第一報】(令和8年4月9日 午後3時現在)

龍ヶ崎市総務部税務課が令和8年4月6日に発送した、固定資産税納税通知書において、一部の納税義務者の方への課税誤りが発覚しました。事案発覚後、次のとおりの対応を行っておりますことをお知らせします。

【事案の概要】

- 事案発覚日 令和8年4月8日(水)午後3時頃 市民からの連絡により発覚
- 原因 固定資産税のシステムへ市職員がデータ入力する際に処理誤りがありました。それに伴い、令和7年中に所有権が移転されたマンションの土地(敷地権)部分の異動が正しく反映されず、固定資産税の税額に誤りが生じたものです。
- 対象 令和7年1月1日から12月31日までに、龍ヶ崎市内のマンションの売買を行った方
対象者数:161人 影響額:252,600円(700円から6,300円)

■経緯及び現在の状況

日付	内容
4/6(月)	納税通知書を発送
4/8(水)	市民からの問い合わせにより、事案を確認。対象者の確認作業を開始
4/9(木)	対象者へ修正した納税通知書の発送に向け、準備中

【今後の対応】

対象の納税義務者の方に、正しい情報に修正した納税通知書と、お詫びの文書を近日中に郵送します。

<対象者別の対応>

対象者	対応
まだ納付していない方	現在の納付書では納めず、新たに郵送した納付書で納付してもらう
口座振替対象の方	修正後の税額で通常どおり振替が可能
誤った納付書ですでに納付済みの方	修正後の税額との差額を確認し、還付や追加納付などの対応をとる

【萩原 勇 龍ヶ崎市長コメント】

市民の皆さまの信頼を損ねる事態が発生いたしましたことに、心からお詫び申し上げます。システム操作マニュアルの再整備や、チェック機能強化などの再発防止に取り組むことで、市民の皆さまの信頼回復に努めてまいります。

担当課	龍ヶ崎市 総務部 税務課 担当者:重田・廣津(しげた・ひろつ) 連絡先:0297-60-1519
-----	---